

随意契約理由書

件名	令和8年度 自走式集塵装置年次点検業務	
契約の相手方	株式会社ヤマキザイ 大阪支店	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項2号に該当	
随意契約の理由 本業務は、当局、西神・山手線6000形車両の日常点検において、電車床下機器の気吹き清掃作業に使用する自走式集塵装置について、保守、メンテナンスの一環として年次点検を実施するものである。 当該自走式集塵装置は、神戸市交通局名谷車両基地検車庫15番線における使用を目的として、東洋熱工業株式会社が専用に設計・製造した特注機器であり、構造・仕様が特殊である。 本装置の保守、メンテナンス、修理を適切に実施できるのは、当該装置の構造、仕様を熟知している東洋熱工業株式会社のみであり、株式会社ヤマキザイ大阪支店は、当地域における唯一の代理店である。 以上の理由により、株式会社ヤマキザイ大阪支店と随意契約を締結するものである。		
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部地下鉄車両課検車区	(電話番号 078-793-1306)